

ピュアースにおける不祥事に関する調査報告内容要約

平成 16 年(2004 年)12 月 24 日

三井物産株式会社

虚偽データ問題告白の契機となったピュアース株式会社（以下、「ピュアース」という。）における当社の内部監査で判明した同社の不祥事に関し、調査委員会委員が平成 16 年(2004 年)12 月 9 日から同 20 日にかけて、関係者へのインタビュー、各種資料の検討及び現地調査等を行って調査した結果の要旨は、以下のとおりである。

1. ピュアースの元取締役副社長（以下、「A」という。）及び同社社員（以下、「E」という。）は、共謀のうえ、
 - 1) 平成 15 年(2003 年)5 月 1 日、ピュアースの取引先（以下、「当該取引先」という。）から A 及び E の遊興費の支払いを受ける目的をもって、その任務に背き、ピュアースをして、遊興費相当額を上乗せして業務委託料を 120 万円（もともとは月額 86 万円）とする業務委託契約（以下、「本件業務委託契約」という。）を当該取引先との間で締結せしめ、ピュアースに遊興費相当額 646 万円（34 万円 × 19 ヶ月）を支出させ、もってピュアースに同額の損害を与えた。
 - 2) 平成 16 年(2004 年)6 月 1 日、当該取引先から A 及び E の遊興費の支払いを受ける目的をもって、その任務に背き、ピュアースをして、当該遊興費相当額を上乗せして本件業務委託契約に係る業務委託料を月額 120 万円から 170 万円に変更せしめ、ピュアースに当該遊興費相当額である 300 万円（月額 50 万円 × 6 ヶ月）を支出させ、もってピュアースに同額の損害を与えた。

この A 及び E の特別背任によりピュアースが受けた被害は 946 万円にのぼる。なお、A 及び E は、飲食代等の遊興費の支出に係る領収書を当該取引先に渡し、同領収書に記載された額の現金を当該取引先から受領し、または飲食代等の遊興費を当該取引先に支払わせるなどしていた。
2. A は、平成 16 年(2004 年)3 月 10 日ころ、取引先から別の取引先宛の架空領収書（額面金額 200 万円）を受領し、架空領収書の宛先となっていた取引先から現金 200 万円又は額面金額 200 万円の小切手を受領した。
3. A は、平成 16 年(2004 年)4 月 2 日に、ピュアースのために A が A の業務として保管中のランドクルーザー 80 型対応の DPF74 台及びディフェンダー対応の DPF4 台（合計 78 台、時価 33,197,814 円相当）を、契約先に引き渡すよう A がピュアース社員（以下、「F」という。）に指示し、F が同 DPF を当該契約先に引渡した。A、E 及び F は、ディフェンダー対応の DPF を同社ユーザーの車に取り付けて走行可能にするための「限定解除」試験に係る業務を行っていた X 社の出資者及び取締役であり、かつ X 社が解散後に、この業務を同社から譲り受けた Y 社の出資者であるが、これら 3 名は、共謀のうえ、
 - 1) ピュアース所有のランドクルーザー 80 型対応の DPF を、ピュアースの当該契約先をしてディフェンダー 1 対応の DPF に作り替えさせ、これらの DPF を当該契約先をしてディフェンダーのユーザーに売却させ、又は
 - 2) ピュアース所有のディフェンダー対応の DPF を、当該契約先をしてディフェンダーのユーザーに売却させた上で、当該契約先からの「限定解除」試験に係る業務の委託を受け、その業務委託料を X 社乃至 Y 社において取得しようと企てたが、これにより、A、E 及び F がいかなる個人的な利益を得たのかは、現時点では不明である。
4. A を含むピュアース社の取締役及び従業員数名は、平成 15 年(2003 年)11 月ころ、ピュアースをして、ラン

ドクルーザー100、ベンツ ML270、ディフェンダー及びランドクルーザー120（以下、総称して「本件車両」という。）を購入させ、本件車両を各人の自宅付近の駐車場に駐車させ、主としてピュアースの御殿場工場までの通勤手段として利用していた。本件車両の購入にあたっては、ピュアースにおいて研究開発用として利用するといった業務上の目的に加え、自己らの利益を図る目的を有していた。

以 上